

## ～新型コロナウイルス感染症の感染発生時の対応について～

屋久島町内において年齢に関わらず、新型コロナウイルス感染症の感染が認められた場合は、以下に示す対応を行います。町民の皆様におかれましては、感染拡大防止の徹底と心理的2次被害（偏見等）の防止について、御協力をお願いします。

PCR 検査（陽性）

### 第一次臨時休業措置

町内において、新型コロナウイルス感染症の感染（陽性）が認められた場合は、感染経路や濃厚接触者の検査結果等が判明するまでを第一次臨時休業措置として、全ての小・中学校において、即臨時休業を実施する。本期間を第一次臨時休業期間とします。

### 第二次臨時休業措置 3案

#### 【感染経路が不明の場合】

【1案】第一次臨時休業（休校）期間と合わせて2週間の臨時休業（休校）措置を行う。

※ 臨時休業期間を延長するかについては町内の感染状況を見ながら、判断を屋久島保健所等と協議の上決定する。

#### 【感染経路が明白】→濃厚接触者はPCR検査の実施

#### 【検査結果が陽性の場合】

【2案】島内の小・中学校において第二次臨時休業（休校）措置を実施する。

※ 町内の感染状況を見ながら、期間についての判断は、屋久島保健所等と協議の上決定する。

#### 【検査結果が陰性の場合】

【3案】陰性の場合でも、感染が認められた学校または校区の小・中学校において第二次臨時休業（休校）措置を数日間実施する。

※ 町内の感染状況を見ながら、期間についての判断は、屋久島保健所等と協議の上決定する。